

## 抵当権登記の抹消手続きについて

長野県住宅供給公社が分譲した物件の抵当権登記の抹消をご希望の方は、別紙『抵当権登記抹消申請書』に必要事項を記入し認印を押印の上、提出書類一式を当公社までご郵送（又はご持参）ください。当公社において抹消の手続きをいたします。

当公社受付より登記が完了するまでに、2週間程度の日数を要します。

法務局より交付される「登記完了証」により、登記の完了を通知します。

### 【請求の時期】

- ・債務を完済したとき

### 【提出書類】

1. 抵当権登記抹消申請書（※別紙）  
（申請者は登記名義人としてします。異なる場合は、下記にお問合せください。）
2. 土地及び建物の登記事項証明書  
（コピー可、インターネットにより取得したのものも可、最新の内容のもの）
3. 収入印紙（登録免許税）  
（土地1筆、建物1棟につき 各1,000円）
4. 切手（法務局申請用、公社返送用、申請者返送用として）  
（490円分を1組、84円分を2組）

### 【送付先・問合せ先】

〒380-0836

長野市南県町 1003 番地 1

長野県住宅供給公社 事業部事業計画課 分譲担当

T E L 026-227-4322

F A X 026-227-4190

# 抵当権登記抹消申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社 理事長 様

住 所 〒

氏 名 (印)

連絡先☎ ( — — )

私が譲り受けた分譲物件の抵当権登記について、下記により抹消を申請します。

記

1. 団地名または所在 \_\_\_\_\_
2. 抵当権登記抹消理由
  - ・ 債務完済のため
3. 抵当権登記抹消物件
  - ・ 土地のみ
  - ・ 建物のみ
  - ・ 土地と建物
4. 添付書類
  - ・ 土地の登記事項証明書 (コピー可)
  - ・ 建物の登記事項証明書 (コピー可)
  - ・ 収入印紙【 \_\_\_\_\_円を \_\_\_\_\_枚】
    - ※添付・同封する収入印紙の金額枚数を記入
    - ※土地1筆・建物1棟につき 各1,000円
  - ・ 送信用切手 (490円分を1組、84円分を2組)